

麻しん・風しんの定期予防接種 期間延長について

お子さんのワクチン接種については、接種する時期が決まっています。しかし、災害や大幅な供給不足などにより、麻しん・風しんワクチン（MRワクチン）の定期接種が受けられないという声がありました。

そこで国は、該当する方には、時期を超えた場合でも令和9年3月31日までの2年間はMRワクチンの定期接種を実施して差し支えないとしました。



〈対象の方〉

第1期：令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者

第2期：令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者

第5期：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者

（注）令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

※MRワクチン未接種のお子さんが、上記に該当するかどうかはお住まいの市町村にご確認ください。

ワクチンは、科学の粋を集めて作られた感染症を予防する薬です。例えばMRワクチンを接種することで、95%程度の人が麻しんや風しんウイルスに対する免疫を獲得することができると言われています。ワクチンについて詳しく知りたい方は、こちらの2次元コードからは非ご覧ください。

予防接種・
ワクチン情報

